

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成16年8月13日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県（以下「県」という。）の供給体制に対する考え方を8月31日までに御回答いただいた。

その回答を一覧にして別紙にまとめたので、他県の取組も供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 県担当課の役割

業務担当課が卸売販売業の指導、在庫調査、感染症対策課が医療機関等の指導、在庫調査、予防接種法関連に担当を分けられているところが多いが、下記3. のインフルエンザ対策委員会等を通じて、十分連携して対応することが必要である。

2. 保健所の役割

保健所は、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平11.4.1厚告115）」により、地域における感染症対策の中核的機関として位置付けることとされており、また、予防接種法（昭23法68）に基づき、定期予防接種の実施主体である市町村に対しても必要な指示を行うこととされていることから、ワクチンの供給体制においても、40県でその役割が必要とされている。

主な役割としては、住民への接種可能医療機関等の情報提供が31県、医療機関等の在庫調査、情報収集が27県であった（複数回答県あり）。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

上記、県担当課、保健所、県医師会及び県卸売販売業者団体等の関係者から構成されるインフルエンザ対策委員会（既存のもので対応する場合も含む）の開催をお願いしているところであるが、9月中までに開催するところが21県、10月以降に開催を予定しているところが5県、開催時期未定が16県、設置について検討中が5県であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等のワクチン注文量について

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ・ 予約本数等を調査済み、もしくは調査中 | 3県 |
| ・ 調査予定 | 8県 |
| ・ 調査の予定なし | 3県 |
| ・ 通知等で過剰な注文を行わないよう要請する（検討中も含む） | 34県 |

② 医療機関等、卸売販売業者に対するワクチンの在庫調査について（複数回答あり）

- ・ 卸売販売業者の在庫調査を予定 45 県
- ・ 医療機関等の在庫調査を予定 38 県
- ・ 調査予定なし 0 県

③ 返品可能な商慣習の改善について

ほとんどの県がワクチンの安定供給を図るためには改善が必要としている。

返品の改善策が個別に回答されたものは、以下のとおり。

- ・ 医療機関等が返品する場合は、接種シーズンが終わらない、早い段階で返品を行うよう要請する。
- ・ 卸売販売業者の分割納入を要請し、過度の供給を抑える。
- ・ 定期的な医療機関等の在庫量の調査結果から、在庫のある医療機関を把握し、住民に情報提供する。
- ・ 予約数量の調査から、昨年の使用実績と比較して著しく増加している医療機関等には、注文量の調整を要請する。
- ・ 接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討している旨、周知する。

④ 高齢者の予防接種対象者に対する接種勧奨期限について

[12月までとするもの。]

- ・ インフルエンザ予防接種実施要領等に基づき12月中までの接種勧奨期限とする。 40 県

[1月以降までとするもの]

- ・ インフルエンザの流行を基準にして、流行期間中も接種する。 6 県

[その他] 1 県

⑤ ワクチンの不足の場合の対応について（通常時にも行われる回答を除く。複数回答あり）

- ・ 在庫調査をもととした管内におけるワクチンの融通を行う。 28 県
(年末時点で医療機関における消費見込み量を把握して早期の返品を進め、1月接種用として融通を図る、という対応を考えている県もあった。)
- ・ 接種可能な医療機関の情報提供を行う。 22 県
(インターネットのホームページ上で情報提供を行う、という対応を考えている県もあった。)

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					備考
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨時期について	ワクチン不足の場合の対応について	
北海道	インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る対応全般。	インフルエンザの予防等に係る対応。		医療機関からの定期報告・集計及び緊急調査可能情報等の提供等の対応。	既存のインフルエンザワクチン安定供給連絡会議で対応する。	適正な発注・供給を行うよう、関係団体及び医療機関に文書で協力を要請する。	医療機関、卸売販売業者の在庫等の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。	医療機関、卸売販売業者に対し、改善を促すよう文書で要請する。	市町村に対し文書で依頼する。	市内の融通について、医療機関及び卸売販売業者に協力を要請する。また、適正な発注・追加納品分の納入先医療機関の選定については、医師会等と協議を行う。	
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有(10月初旬に開催予定)	医薬品卸組合を通じて各卸売業者への発注状況を確認することとしている。	同時在庫等の調査は実施することとしている。	県が返品を禁止することはできないことから、卸売業者等の事情に任せるとするが、この商慣習の改善については、医療機関及び卸売業者に対し依頼することとしている。	各市町村に対して、通知等により12月末日までの間に期限を設定するよう依頼していくこととしている。	12年度と同様に、各医療機関の在庫状況及び卸売業者の情報等を基に、医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じての融通を依頼することとしている。	
岩手	県医薬品卸業協会を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫状況の調査及び融通の場合の協力を依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足力依頼		予防接種可能医療機関の確保・把握及びインフルエンザ流行状況の把握	インフルエンザ対策連絡会議を開催(例年 10月に開催)	県内では、若干多めの医療機関はあるものの適度な注文は無いものと考えられる。	県医薬品卸業協会の協力のもと、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の調査を実施しており、今後とも継続して行うこととした。	児童接種の対象者の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えることを得ないが、大量の在庫を抱えることとなれば好ましいことではないと考える。(県医薬品卸業協会の協力により適量がないよう調整しているが、返品する場合は早い時期に申し出るよう医療機関等を指導している)	進行のピーク前に予防接種を完了するよう調整する必要があると考えられる。	県医薬品卸業協会の協力で県全体の調量を把握しているが、医療機関から過剰の在庫依頼があった場合は、医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する必要があると考える。しかし、地方自治体での調整にも限界があることから国における調整も必要と考える。	
宮城	ワクチン供給に係る情報収集・提供	予防接種に係る情報収集及び市町村指導	医療機関に対する情報提供等	住民(市町村、学校、施設等を含む)からの情報提供及び情報発信	設置予定(予定日は未定)	全医療機関及び卸売販売業者に対し、初期注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないよう配慮するよう要請する。	各保健所窓口、各地区医師会及び各卸売販売業者と連携を取り、在庫調査を行う。	今後対策委員会内で検討予定	12月中に実施するよう市町村に周知予定	今後対策委員会内で検討予定	
秋田	・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン在庫状況等の調査 ・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン融通要請 ・血液対策課への融通要請	・安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HIP) ・ワクチン不足時の医療機関等に対する在庫状況等の調査、融通要請		・ワクチン接種医療機関の調査、案内	8月27日(金)設置	・医療機関等・卸売販売業者に前年度の3割以上の注文量とならないよう指導を行う。	医療機関等において、電話、FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に返品できるだけの在庫を前倒しした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末日まで行うことについて広報の徹底を図るよう指導する。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で備蓄しているワクチンを利用する。 ・在庫等調査を実施し、余剰のある地域から不足している地域に融通する。 ・全県的にワクチンが不足した場合は、厚生労働省に融通要請を行う。	8月27日付で「インフルエンザワクチン安定供給対策要領」を策定
山形	県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し分納納入について依頼。県医師会を通じて各医療機関に在庫状況について情報提供等に連絡するよう要請。			医療機関からの在庫状況を集約し、県民への情報提供を行う。	インフルエンザ対策会議として、必要時に開催する。今年度の体制について関係機関と連絡調整を図るため、シーズン前に開催する予定としている。	前年度実績を3割以上上回ることをしないよう、県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	分納納入により、医療機関に必要な供給がなされないことから、卸売販売業者の在庫が県内在庫とすることで調達時間を短縮する。	分納納入により、医療機関への過剰供給がなされないこと。また、医療機関からの返品については改善されることとされる。	予防接種の実施期間は市町村で定めるとされていること。及び実施期間外での接種は任意接種の扱いとなるため、各市町村では余裕を持たせて対応する。ワクチンの融通を受けた場合の対応については今後検討する。		
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	委員会の設置はないが、インフルエンザワクチン等安定供給対策会議を開催(平成16年8月31日予定)	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において関係者に共通認識をもつよう、協力要請する考えである。	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において関係者に共通認識をもつよう、協力要請する考えである。	国からの通知を市町村等関係者に周知し、徹底を図る考えである。	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において方針を決定する考えであるが、同時点では、昨年同様、保健所のホームページにより予防接種可能な医療機関をお知らせする方法を考えている。		
茨城	ワクチン供給状況に係る即調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	平成16年9月下旬	前年度の実績の1.3倍までとするよう県医師会及び卸売業者と協同して要請を行う。	卸売販売業者の在庫の定期調査へ、医療機関の在庫状況は一部の医療機関の在庫調査で管内の供給状況を把握予定。	関係団体への通知により改善協力要請	予防接種法の所管(接種予防)から市町村への通知において、早期実施(12月末日まで)の計画作成を依頼。	ワクチン不足情報をお知らせしたとき、卸売販売業者の協力を得て、融通のため全県医療機関を調査できること。対策委員会において国の方針に理解を求める予定。	
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種勧奨	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る情報収集の実施、住民への情報提供	設置予定(8月8日)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないよう通知する。	定期的な調査対象医療機関等の在庫等の調査、集計する体制を構築する。	返品を行わないよう通知する。また、接種希望者への予約の推奨、分納納入を行うよう通知する。	実行が始まる前、可能な限り早期に接種が行われるよう通知(市町村)等により周知する。		
群馬	卸売販売業者の在庫等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給全般	インフルエンザ対策委員会の設置 ・注に基づく高齢者の予防接種に関すること		・管内医療機関の在庫等の調査 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	設置予定 10月	昨年の注文量と同程度とし、過剰量を注文しない	医療機関の在庫調査は地域医師会が主体となって実施する	改善すべき	実行前に終了すべき(12月上旬)	・接種可能な医療機関を住民に情報提供する ・融通を行う	
埼玉	インフルエンザワクチン安定供給対策会議の設置・運営 ・卸売業者の指導	インフルエンザワクチン安定供給対策会議への参加 ・医療機関及び市町村の指導		検討中	有り 9月末予定	国の通知を受け指導するが、全ての医療機関が必要量を注文することは、一部のワクチンの不足を招く恐れがあり、行政としては、慎重な対応を要する。卸売販売業者における「注文に対する不足量」や「在庫量」を調査することにより対応する。医療機関への調査については検討中。	医療機関は多くも、協力が得られない医療機関もあるため、医療機関別の在庫等の調査は、多大な労力が必要となる。卸売販売業者の在庫状況は、卸売販売業者の在庫調査を国が確保する代わりに「注文に対する不足量」や「在庫量」を調査することにより対応する。医療機関への調査については検討中。	国の通知を受けて指導するが、根本的に、年間の予約制度が問題だと思われ、国の体制を改善し、国の製造量を国が確保する代わりに「注文に対する不足量」や「在庫量」を調査することにより対応する。医療機関への調査については検討中。	予防接種を効果的な時期に接種させるためには、やむを得ない。	ワクチンが不足した場合に、医療機関間の融通は困難である。卸売販売業者において不足した時点で、国の確保分の提供をお願いしたい。	
千葉	(仮称)インフルエンザワクチン安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売業者を通じて、卸売業者の在庫等の調査等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約在庫量の調査(予定)	有(平成16年9月設置予定)	県医師会を通じて、医療機関に理解を求めていくこととしている。	関係機関の役割は決まっていないが、必要に応じて実施する方向である。	(仮称)インフルエンザワクチン安定供給に関する連絡会議を設け、医療機関等に理解を求めていくこととしている。	平成16年8月11日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、理解を求めることとしている。	現段階では、具体的な方策は決まっていなかったが、県医師会及び医薬品卸業協会と連携し対応を図りたい。	
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知	病院への周知	診療所等との実質的な調整、調査	有(ただし、高齢者インフルエンザワクチン予防接種の実施にあたり設置した「高齢者インフルエンザ予防接種検討会」を活用し、昨年度からワクチン確保対策を検討している。)	適正な発注を行うべきである	定期的な在庫状況の報告を求めていく	品質の面から前倒しとして認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない	実行期間中は、接種勧奨期間として、市町村へ依頼を行う。	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	
神奈川	インフルエンザワクチンの流通に関すること。(インフルエンザワクチン供給体制に係る流通段階の情報収集は可能)	インフルエンザの予防対策、予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等(インフルエンザワクチン供給に係る情報提供は可能)	インフルエンザ対策に関する関係者打合せを開催し(9月中)、状況に応じた対応を協議する予定。	医療機関の注文量の把握は、医療機関数が多いことから、調査対象医療機関による調査実施が考えられる。また、卸売販売業者に対しては適正な数量への注文等の協力要請は、医師会、市町村等関係機関を通じて行うことは可能であるが、強制はしない。	医療機関に選定した調査を検討している。また、卸売販売業者に対しては適正な数量への注文等の協力要請は、医師会、市町村等関係機関を通じて行うことは可能であるが、強制はしない。	運送可能な商慣行は、市場取引により行われているもので、改善については、関係者に対して協力要請を重ねるという方針が取りやすい。強制的な方法が取りやすいが、実効性においては限界がある。	高齢者等の予防接種の勧奨期間について、市町村へ依頼を行う。	・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等の在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等で情報提供を行う。・ワクチンが不足した場合に、予防接種法に基づく高齢者の予防接種を優先したいと考えている。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当の役割について			インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前に対応について、都道府県としての考え方					備考
	業務	感染症対策	医師		保健所の役割	医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨期間について	
新潟	・インフルエンザワクチンの供給状況の把握 ・必要に応じて対策会議を招集	インフルエンザ予防接種の早期接種勧奨		住民相談、情報提供	有(7月に実施済み)	卸売販売業者に在庫を把握してはならないことと判断された場合は、卸売販売業者から当該医療機関に説明してもらい、協力を求める。	在庫等の調査は、卸売販売業者に対しては毎月、医療機関に対しては11月中旬に1回(11月中旬)実施する予定である。その他、必要があると思われる場合は、随時調査を実施する。 なお、卸売販売業者の在庫状況については短期間で把握可能であるが、医療機関については医療機関が多いため在庫状況把握期間で把握することは困難である。	県、県医師会、県病院協会、県医師会連合会の4者で、原則として11月中旬から12月末までが調査の時期である。また、市町村に通知済みである。今年度はワクチンの安定供給の観点から、関係者に強く働きかけていただきたい。	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種について、予防効果の面から10月から12月末までが調査の時期であることと市町村に通知済みである。	原則として返品を認めないことを前提とし、医療機関が余剰ワクチンを大量に抱えることは考えられない。あらかじめワクチンの融通方法をとり決めておくことは、状況が悪化した場合は対策会議において対応を協議する。
富山	・卸売販売業者との調査 ・卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	管内の医療機関、市町村との調整 ・住民からの相談対応	H11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用することを検討中	県医師会、公的病院、卸売販売業者等と調整して、注文量が昨年使用実績の30%を上回らないよう通知	卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定。 ・全ての医療機関を対象に在庫状況を把握することは困難である。また、調査を行っている間にも状況は刻々と変化しており、情報の誤りも懸念される。	今までの経緯もあり、直ちに改善は困難であるが、改善に努めるよう通知	接種勧奨期間を12月末までとするよう、市町村へ通知。	接種勧奨状況等の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。
石川	県内のワクチン供給状況の把握、調査	予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握		市町村の予防接種実施体制の把握と指導 ・管内医療機関の在庫状況等の把握 ・接種可能医療機関等住民への情報提供	平成16年9月設置予定	県医師会及び県農業卸売業者を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に通知する。	モニター医療機関及びワクチン卸売業者から定期的に報告を受ける予定	県医師会及び県農業卸売業者を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に通知する。	市町村担当課へ通知する。	健康危機管理在庫等調査を行い、県内融通及び国への融通要請を行う。
福井	県内で、不足が発生した場合、国との調整	各市町村、各保健所への依頼、指示 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		各管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	未定	医療機関に対し、昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で把握。 ・卸売販売業者については、必要に応じて調査実施。	返品の習慣を止めない、医療機関の過剰発注は避けたいと考える。	各市町村へ依頼。	接種可能医療機関について、情報提供を行う。
山梨	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、集計、調整及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の問い合わせがあった場合、個別に情報提供を実施	ワクチン接種の推進普及と普及 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の問い合わせがあった場合、個別に情報提供を実施		緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の問い合わせがあった場合、個別に情報提供を実施	現段階では、衛生業務課が中心となり、関係各課、県医師会、県病院協会等各団体及び県農業卸売業者と調整して対応すること、足りる場合、県民や医療機関へ予防接種の予約方法等の周知を優先するため当面は設置しないこととしている。しかしながら、必要に応じて検討することとする。	昨年度の使用状況や今年度の予約状況などを勘案した注文の参考とする。県内全医療機関へ通知する予定	医療機関の在庫量調査については、医薬品卸売業者を通じて調査を実施する。また、定期的な自身の調査結果を求めるとし、県内の在庫量など把握する。	返品を前提としないよう注文書に配慮するよう医療機関へ通知するとともに、定期的な自身の調査結果を求めるとし、県内の在庫量など把握する。	市町村へ通知するとともに、接種期間を12月末までの間に設定するよう周知	速やかに、卸売業者を通じて在庫調査を依頼し、在庫がある医療機関を把握した上で、住民から接種可能医療機関の問い合わせがあった際には、接種所及び関係各課から在庫がある医療機関を個別に紹介する。また、県内で不足状況が把握された際には国へ融通要請する。
長野	ワクチンの安定供給に関する業務 ・県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 ・関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種関係業務 ・県内発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		管内医療機関等の在庫状況調査 ・県内発生状況の把握 ・住民への情報提供	インフルエンザの安定供給に係る打ち合わせを9月10日に開催予定(県民課長、県医師会、県医師会卸売業者等に要請した)	前年実績の3割以上上回る注文をしないよう、医師会、県医師会卸売業者を通じて、医療機関、卸売販売業者に要請した。	インフルエンザの患者発生状況を注視しながら、ワクチンの在庫状況を把握し、医師会、接種希望者を通じて接種希望者に情報提供する。	商慣習の改善に努めるよう、医療機関、卸売販売業者に文書で要請した。	インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種終了するよう市町村に文書で要請した。	定期的に県内の在庫状況を把握し、医師会、医療機関を通じて接種希望者に情報提供する。また、国におけるシステム作りができれば県内での融通を要請したい。
岐阜	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸売業者)	インフルエンザワクチン供給状況調査等市町村及び医療機関に対しての調査について		左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	平成16年9月に会議を開催予定	医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、委員会において要請する。	12月中旬まで	地域医師会及び医薬品卸売業者の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。
静岡	必要時における卸売業者の在庫量の把握 ・市町村に対する定期予防接種期間の依頼 ・インフルエンザ対策委員会の開催	必要時における医療機関の在庫量の把握 ・市町村に対する定期予防接種期間の依頼 ・インフルエンザ対策委員会の開催		必要時における医療機関在庫量の調査の実施 ・市町村医師会、医療機関との調整 ・市町村との連絡調整	設置予定(9月中～下旬)	委員会に協議した上で、医療機関、卸売販売業者に要請する。	委員会において、医療機関、卸売販売業者に対して在庫状況を把握し、必要に応じて協議する。	委員会の協議を踏まえた上で、医療機関に対して、原則として返品はしないよう要請する。	国の方針を踏まえた上で、12月末までの間に設定するよう市町村に要請した。	委員会において住民に対する情報提供のあり方、融通を受けたワクチンの配分方法等について協議する。
愛知	・卸売販売業者のワクチン在庫情報の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防止	・予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		健康対策課及び医薬品課に同じ	未定(検討中)	卸売販売業者及び医療機関等に対して、注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないよう要請するよう周知する。	卸売業者及び卸売販売業者団体の協力を得て実施予定であるが、具体的な方法を検討中である。	医療機関等に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう周知する。 また、状況によっては、厚生労働省が接種シーズン以降に多量のワクチンを返品した医療機関等の名簿の公表を検討している旨医療機関に対して周知する。	接種期間を原則的に12月末までの間に設定し、かつ、体調不良者がある場合についても配慮するよう市町村に対して依頼する。	対応可能な方法を検討中である。
三重	卸売販売業者団体との調整	総合企画、情報収集・提供		住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種の対策等については三重県厚生審議会予防接種部会が既にあり、この部会の活用を考慮している。	医療機関の適正な必要量に基づく注文は必要と認めるが、注文量を前年実績の1.3倍にならないよう要請することは、あまり意味のないことと考えている。	卸売販売業者の在庫等の調査は出番が必要。医療機関のリアルタイムの在庫状況調査は難しい。また、調査対象医療機関(モニター医療機関)を過剰な場合、地域状況と照らし合わせて、医療機関ごとの注文方法を検討している。	改善が必要。現状は、京都府インフルエンザワクチン確保検討委員会等を通じて、各医療機関に対し返品を削減したワクチンの確保を行わないよう要請している。	接種期間とは別に、市町村等に12月末完了出来るよう依頼する。	情報提供により地域で対応する。
滋賀	・管内卸売業者の在庫調査 ・医療機関の在庫調査・調整			接種可能医療機関の情報提供	・インフルエンザ対策会議(11月)	・過剰注文にならないよう、医師会、病院協会を通じて各医療機関へ通知している ・卸売業者へ過剰供給をしないよう通知している	医療機関等に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう周知する。 また、状況によっては、厚生労働省が接種シーズン以降に多量のワクチンを返品した医療機関等の名簿の公表を検討している旨医療機関に対して周知する。	医師会から返品のないよう通知している	・インフルエンザ予防接種実施要綱に基づき指導している	医療機関へ在庫調査し、調整している。 ・接種可能医療機関を把握し、保健所へ情報提供している。
京都	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸売業者との連絡調整及び情報収集	京都府インフルエンザワクチン確保検討委員会を必要に応じて随時開催する。	京都府医師会、卸売販売業者等を通じて、状況把握する。	同左	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン確保検討委員会等を通じて、各医療機関に対し返品を削減したワクチンの確保を行わないよう要請している。	12月末までの間に接種勧奨期間を設定する方向で、各市町村、医師会等関係団体等との調整を進める。	医師会卸売業者を通じて、県内での過不足を解消するための相互融通に努めるとともに、厚生労働省の協力を得て不足状況の解消を行う。
大阪	医薬品卸売業者等に対し、医療機関等への分割納入について、指導する。 ・予約や在庫の状況等、府への定期的な報告を指導する。	・インフルエンザワクチンの供給体制にかかわる総括 ・予防接種法に基づく接種方法等の指導 ・予約や在庫の状況等、府への定期的な報告を指導する。	医療機関のモニタリング調査に基づく在庫状況の把握		「大阪府インフルエンザ対策委員会」を平成13年に設置しており、これを委員会の代わりにする。	卸売販売業者、医師会等に過剰な注文をしないよう協力を求める通知を行う。	医療機関の在庫把握は医療機関の協力が不可欠とされている。医療機関の在庫把握は、卸売販売業者等の連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関での買い取りが過剰とされている。医療機関の在庫把握は、卸売販売業者等の連携の下、状況把握に努める。	各市町村に対して、インフルエンザ予防接種ガイドライン(予防接種は12月下旬より12月中旬頃に実施する)の周知を行う。また、市町村に合わせた要請を行うよう依頼する。	接種可能医療機関の情報をHP等で提供する。
兵庫	供給体制に関すること。	接種、対策に関すること。		管内の市町、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有り(既存のインフルエンザワクチン供給連絡会議(県庁、感染症対策室、県医師会及び卸売販売業者等により構成)を活用する。)	卸売販売業者、医師会等に過剰な注文をしないよう協力を求める通知を行う。	シーズン中、定期的には必要に応じて、医療機関及び卸売販売業者に対して、在庫状況及び卸売販売業者の在庫状況を短期間(3日間程度)で把握するよう要請する。また、前年に取り戻らない医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を確認しながら、新規需要の医療機関等が不利にならないよう配慮するよう、卸売販売業者に対して、文書等で要請する。	医療機関及び卸売販売業者に対して、在庫状況及び卸売販売業者の在庫状況を短期間(3日間程度)で把握するよう要請する。また、前年に取り戻らない医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を確認しながら、新規需要の医療機関等が不利にならないよう配慮するよう、卸売販売業者に対して、文書等で要請する。	市町村に対して、12月末までの間に接種期間を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合があることも配慮するよう、併せて依頼する。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整等を図ることとする。(住民への情報提供のあり方、融通を受けたワクチンの配分の方法等)